



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和元年5月24日 高等教育の修学支援新制度説明会
(都道府県・指定都市の高校担当課向け)

高等教育の修学支援新制度について

(令和2年4月からの実施に向けた高校等での予約採用)

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

(参考：現在の制度) 大学等奨学金事業の充実

2019年度予算額 1,272億円
(前年度予算額 1,161億円)



文部科学省

< 2019年度予算 >

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ① 給付型奨学金制度の着実な実施
- ② 無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
- ③ 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

① 給付型奨学金制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

② 無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,715億円(131億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円(年額24万円)
(国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円(年額36万円)
(私立・自宅外) 月額4万円(年額48万円)

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
(2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円	財政融資資金 6,694億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
〔2019年度採用者〕	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)
	一定年収(700～1,290万円)以下	一定年収(870～1,670万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 〈所得連動返還を選択した場合〉 ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.33%

③ 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

(参考) 現行の給付型奨学金制度について

給付型奨学金制度の本格実施

✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し

✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に、平成29年度に先行実施した制度を、平成30年度から本格的に実施。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して、制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	①国公立(自宅) 2万円(年額24万円) ②国公立(自宅外) 3万円(年額36万円) ③私立(自宅) 3万円(年額36万円) ④私立(自宅外) 4万円(年額48万円) ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金
進学者 2万人【新規】※

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】 *現在、政省令案のパブリックコメント中

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在学学生(既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額(試算) 約7,600億円
 (国：約7,100億円 地方：約500億円)

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール
 令和元年 7月頃 予約採用の手続開始
 夏以降 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

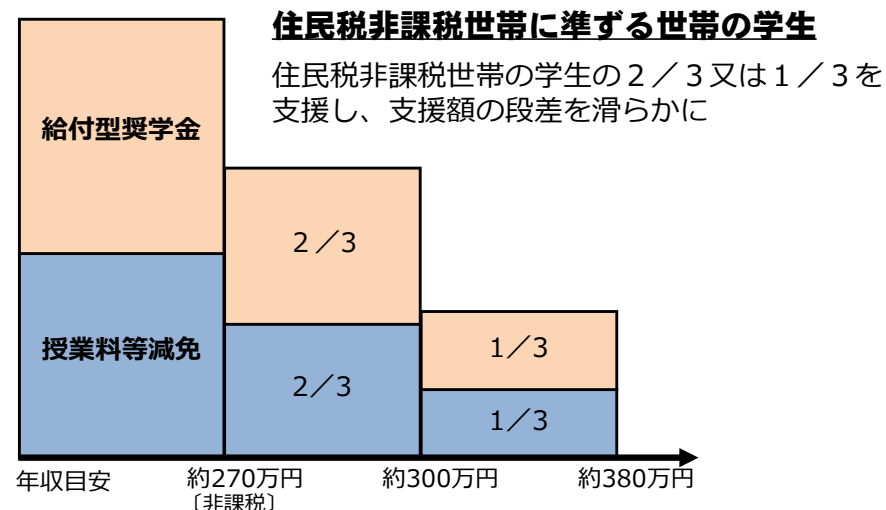
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免額（上限）・給付型奨学金の支給額

※支援額については、今後、政令に下記の通り規定する予定

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
大学	国公立	267,900円	141,000円
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立		
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....**130,000円** 入学金減免上限額（一回限り支給）.....**30,000円** 給付額（年額）.....**51,000円**

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下
のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】 国公立...**33,300円**、私立...**42,500円**、 【高専】 国公立...**25,800円**、私立...**35,000円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

新制度の所得基準に相当する目安年収（例）

		住民税非課税	準ずる世帯	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
母	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約290万円	～約390万円	～約460万円
両親 ※片働き(一方が無収入)の場合	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円

※年収は、両親の年収を合計したものとします。子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとします。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

※世帯年収(目安)は1万円の位を四捨五入している。

※年収の目安について、「両親(片働き)」は、配偶者控除対象となっている場合。

【参考】中学生以下の子どもがいる家庭は児童手当の受給対象となるが、目安年収には当該手当は含まれていない。
(中学生の児童手当は月額1万円)

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、
給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

大学等における修学の支援に関する法律の概要 (法成立：令和元年5月10日)

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】
※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）
 - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
 - ・外部人材の理事への複数任命
 - ・適正な成績管理の実施・公表
 - ・法令に則った財務・経営情報の開示
 - ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

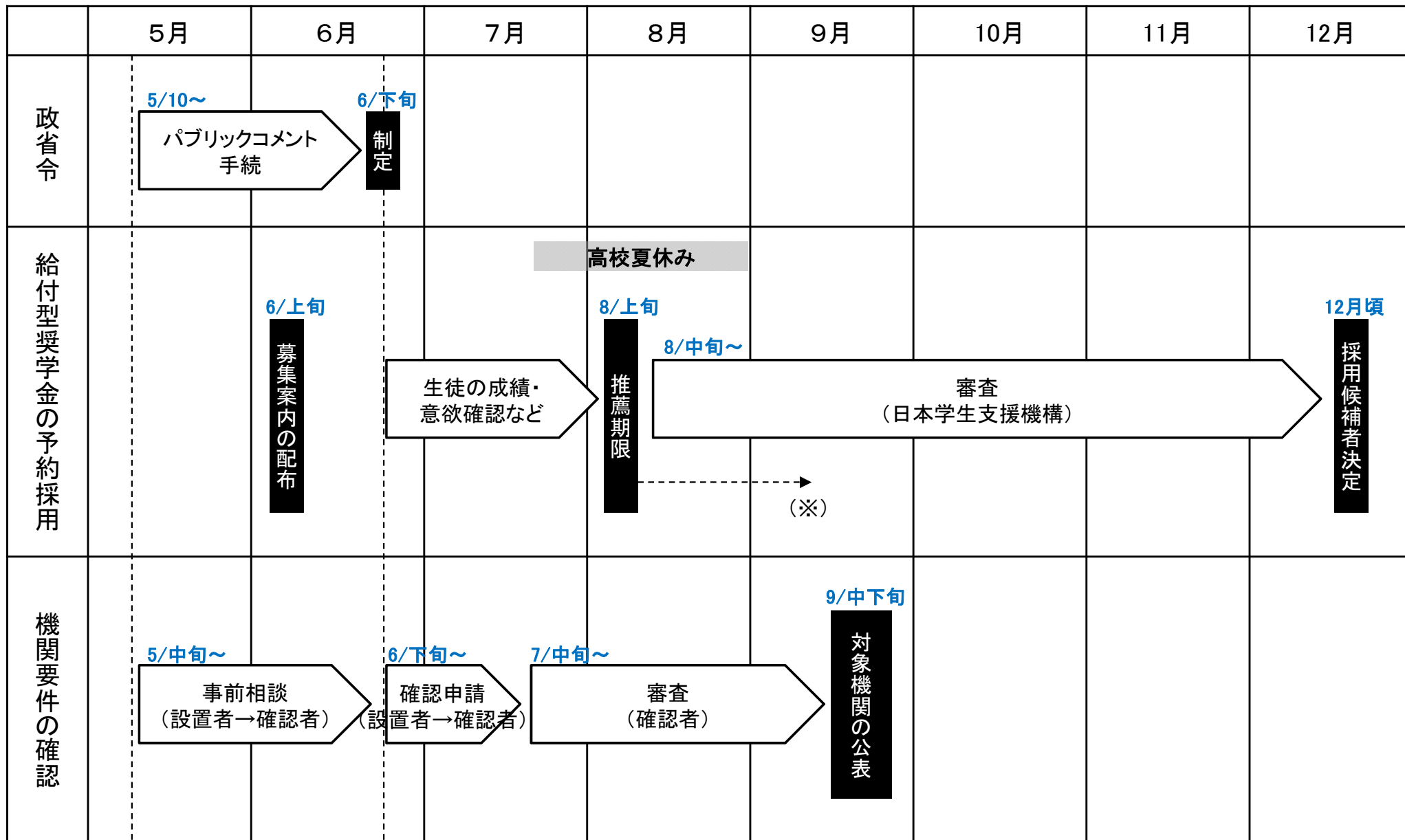
III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- 令和2年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

2019年度のスケジュール(案)



(注1)「確認者」・・・国立大学、私立大学等：文部科学大臣 厚生労働省所管専門学校：厚生労働大臣 公立大学等：地方公共団体の長 私立専門学校：都道府県知事

(注2)「設置者」・・・学校の設置者(国立大学法人、公立大学法人、学校法人等)

(注3)「機関要件の確認」は、想定される標準的なスケジュールを表示

(※) 8月上旬の推薦期限までに対応できない場合は、9月中旬頃まで受け付ける予定

1. 新制度のポイント（現行の制度との比較）

(1) 授業料等減免

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
実施根拠	各大学等が独自に実施	各大学等が新たな法律に基づき実施

(2) 給付型奨学金

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
支給額月額	2万円～4万円 ※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり	2.9万円～7.6万円（非課税世帯の場合）に大幅拡充 ※大学・短大・専門学校の場合（高等専門学校は、1.8万円～4.3万円） ※国立大学等で授業料減免を受けている場合でも 減額なし
対象	住民税非課税世帯 ※生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする人含む。	住民税非課税世帯に加え、 準ずる世帯（非課税世帯の2/3または1/3の額を支給）
推薦について	・高校等ごとの <u>推薦枠（人数上限）あり</u> ・日本学生支援機構のガイドラインに基づき高校等が策定した推薦基準に基づいて選考	・高校等ごとの <u>推薦枠（人数上限）なし</u> ・高校等において推薦基準の 策定不要 ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、 レポートの提出や面談等により、学修意欲や進学目的等を確認 (ただし、進学後は学習状況に厳しい要件)
経済要件（所得・資産）の確認	・経済要件（所得・資産）の確認にも高校等が関与 ・資産の確認のため通帳の写しを学校経由で提出	・所得は日本学生支援機構において確認 ・資産の確認は自己申告による（通帳の写しの提出不要）
申込方法	予約採用のみ（進学後の申請不可）	予約採用・ 在学採用 を実施（ 進学後の申請も可能 ）

2. 新制度で高校等にお願いしたいこと

(1) 生徒、保護者への広報・周知

これまで経済的事情で進学をあきらめていた生徒にも進学ができる新制度の内容について、**生徒、保護者への周知**をお願いします。

(2) 学修意欲の確認

新制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、**明確な進路意識と強い学びの意欲の確認(※)**をお願いします。

(大学等への進学後には、その学修状況に厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。)
生徒が予約採用を申し込む際、適切な進路指導を通じて、新制度の理解を促すとともに、**進路意識や学修意欲があること**について十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

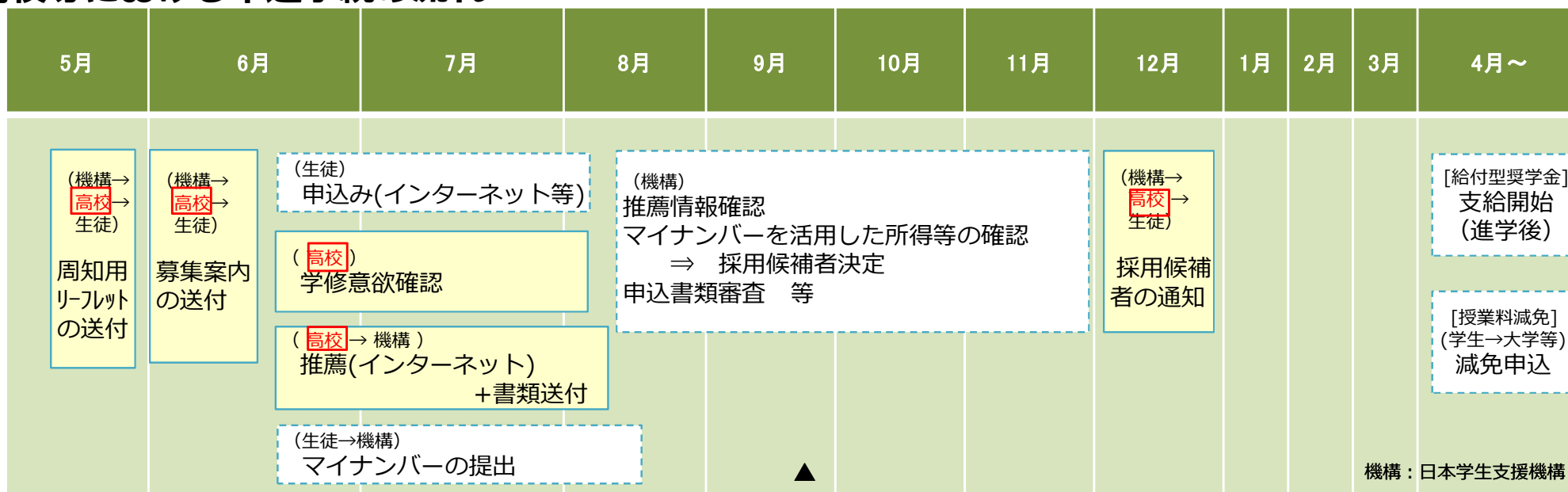
(※) 5/17日付で、文部科学省から、高等学校等向けに「大学等への修学支援の措置に係る学習意欲等の確認の手引き」を提示

(3) 生徒からの申込書類受付、日本学生支援機構への推薦・書類送付等

申込者の提出書類及びインターネットでの申込情報に誤りがない(※)ことを確認の上、インターネットで成績等の推薦情報を入力し、推薦をお願いします。

(※) 所得の確認は、申込者から高校等を経由せずに提出されたマイナンバーにより機構が行いますので、学校での確認は不要です。
また、申込書類の機構への送付をお願いします。

3. 高校等における申込手続の流れ



支援措置の対象となる学生等の認定要件について

(省令)別紙1

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)*

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者*を含む。)

※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産*の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

* 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用		在学採用	
高校3年生		1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度		申請時期：入学年 4月*	申請時期：在学中(毎年) 4月
<p>高校2年次(申込時)までの評定平均値が、</p> <p>3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。</p> <p>3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。</p> <p>〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕</p>		<p>(1) 進学前の評定平均値が算出できる場合 次の①か②のいずれかに該当すること</p> <p>① 高校の評定平均値が3.5以上であること</p> <p>② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p>	<p>在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること</p> <p>または</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>① 修得単位数が標準単位数*以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数</p> <p>② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。</p>
		<p>(2) 進学前の評定平均値が算出できない場合 次の①から③のいずれかに該当すること</p> <p>① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること</p> <p>② 高卒認定試験の合格者であること</p> <p>③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p>	

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

高等学校等における学修意欲等の確認の概要

高等教育の修学支援新制度においては、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めた上で支援を行うこととしており、進学前の予約採用においては、高等学校等は、次により学修意欲等を確認した上で、給付型奨学金の採用候補者を日本学生支援機構へ推薦する。（各高等学校等へは、確認の際の基本的な考え方を示した「**大学等への修学支援の措置に係る意欲確認等の手引き（高等学校等向け）**」を配付）

確認すべき学修意欲等とは

進学前の **明確な進路意識** と **強い学びの意欲**

学修意欲等を確認する方法

評価平均が **3.5以上**である場合

高等学校等における**日常的な学習状況、進路指導等**を勘案して学修意欲等の有無を判断

評価平均が **3.5未満**である場合

レポート又は**面談等**により学修意欲等の有しているか否かを判定

レポート又は面談等により確認すべき項目

① 進学目的（進学後の将来の展望を含む。）

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・進学目的が明確に述べられているか
- ・進学目的を自身の言葉で表現できているか
- ・卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 進学後の学修継続の意志

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・進学後、卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・進学後にしっかりと学ぼうとする意欲があるか
- ・その他、学修の意欲が十分であると認められるか

● レポートの参考様式

別紙 1

高等教育機関への進学目的等に関するレポート

申請者 氏名	〒			
学校 学年・クラス	科	コース	学	組
<p>① あなたの進学目的は、どのようなものですか、次の項目の中から該当するものに2つを記入してください。（横線書き）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 将来の職業（職業・職種）があり、その職業（職業）に就くための知識の修得や資格を取得するための。 □ 興味のある分野の学習や知識の修得があり、それらに関する知識を修得し、実践も試みるための。 □ 将来、社会人として自立するための必要となる能力を身に付けようとしているための。 □ 特に進学の目的についても、進学後の将来についても考えていない。 <p>② 上記①で選択した目的の具体的な内容を記述してください。（100～300文字程度）</p>				
<p>① あなたに「進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志があるか、学修意欲があるか」という観点から記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志がある。 □ 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志はない。 <p>② 上記①で「進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志がある」とを記入した場合は、どのような学修や学習に取り組むかを具体的に記入してください。（100～300文字程度）</p>				

注）表裏で記入しきれない場合は、裏面に記入してください。

● 面談票の参考様式

別紙 2

高等教育機関への進学目的等に関する面談票

申請者 氏名	〒			
学校 学年・クラス	科	コース	学	組
<p>上記の表裏の進学目的等に関する事項について、次の項目の中から該当するものに2つを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 将来の職業（職業・職種）があり、その職業（職業）に就くための知識の修得や資格を取得するための。 □ 興味のある分野の学習や知識の修得があり、それらに関する知識を修得し、実践も試みるための。 □ 将来、社会人として自立するための必要となる能力を身に付けようとしているための。 □ 特に進学の目的についても、進学後の将来についても考えていない。 				
<p>上記の表裏の進学後の学修継続の意志について、次の項目の中から該当するものに2つを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志がある。 □ 進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志はない。 				

総合判定結果

1. 以上の各観点から総合して、進学後の学修意欲等の認められるかを判定した結果。

- 進学後の学修意欲等があると認められる。
- 進学後の学修意欲等があると認められない。

※ 面談による場合、必ずしも学修意欲等の確認のみを目的とした面談を設ける必要はなく、**進路指導の中で併せて学修意欲等を確認**する方法で実施して差し支えない。

※ レポート・面談票の様式は、上記の各項目・各観点を確認できるものであれば、**各高等学校等において独自に作成したもの**を用いることを妨げない。

高等教育機関への進学目的等に関するレポート

申請者 氏名	フリガナ		
学科・学年・クラス	科	コース	年 組

1. 進学の目的 (進学後の将来の展望を 含む)	<p>① あなたの進学の目的は、どのようなものですか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。(複数回答可)</p> <p><input type="checkbox"/> 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。</p> <p><input type="checkbox"/> 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 特に進学の目的についても、進学後の将来についても考えていない。</p>
	<p>② 上記の①で選択した目的の具体的な内容を記述してください。(100～300 文字程度)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
2. 進学後の学修継続の 意志	<p>① あなたは、進学後、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。</p> <p>② 上記の①で「進学後、卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているか記載してください。(100～300 文字程度)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

注) 表面で記述しきれない場合には、裏面に記述してください。

高等教育機関への進学目的等に関する面談票

申請者 氏名	フリガナ		
学科・学年・クラス	科	コース	年 組

1. 進学の目的 (進学後の将来の展望を 含む)	<p>上記の生徒の進学の目的及び進学後の将来の展望について、次のうち該当するものすべてに✓を記入してください</p> <p><input type="checkbox"/> 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するために進学することが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めようとしている意欲が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けようとしていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 特に進学の目的についても、進学後の将来の展望についても確認できない。</p> <p>[所見]</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
	<p>2. 進学後の学修継続の 意志</p> <p>[所見]</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

上記の生徒の進学後の学修継続の意志について、次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志が認められる。

進学後、卒業まで学修を継続し、全うしようとする意志は認められない。

総合判定結果

1. 及び2. を総合的に考慮して、進学後の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- 進学後の学修意欲等があると認められる。
- 進学後の学修意欲等があるとは認められない。

支援対象者の在学中の支援の扱いについて

(省令)別紙6

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映))	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること	支援の打ち切り (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)
	次のいずれかに該当すること(上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税の者※を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)
	【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の打ち切りについて】

次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)

- 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
- 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者
- 支援の継続手続を行わなかった者(手続後に支援を再開)

【上記以外の支援の停止について】

- 大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- 3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。

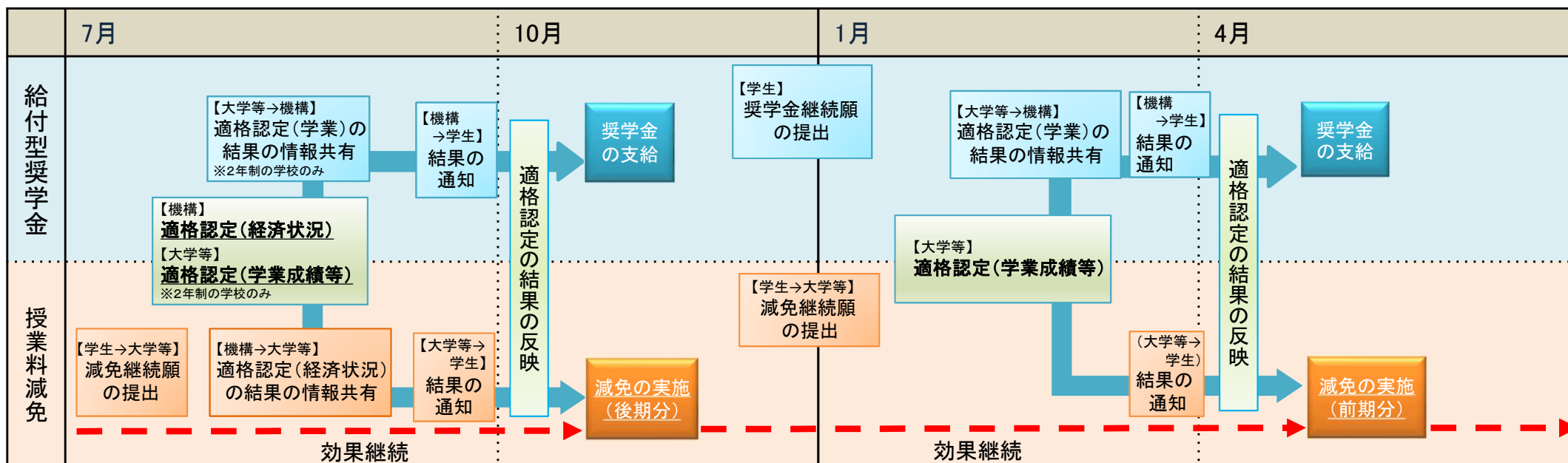
【転学・編入学の場合の支援期間について】

- 転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

支援対象者の適格認定のスケジュールについて

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

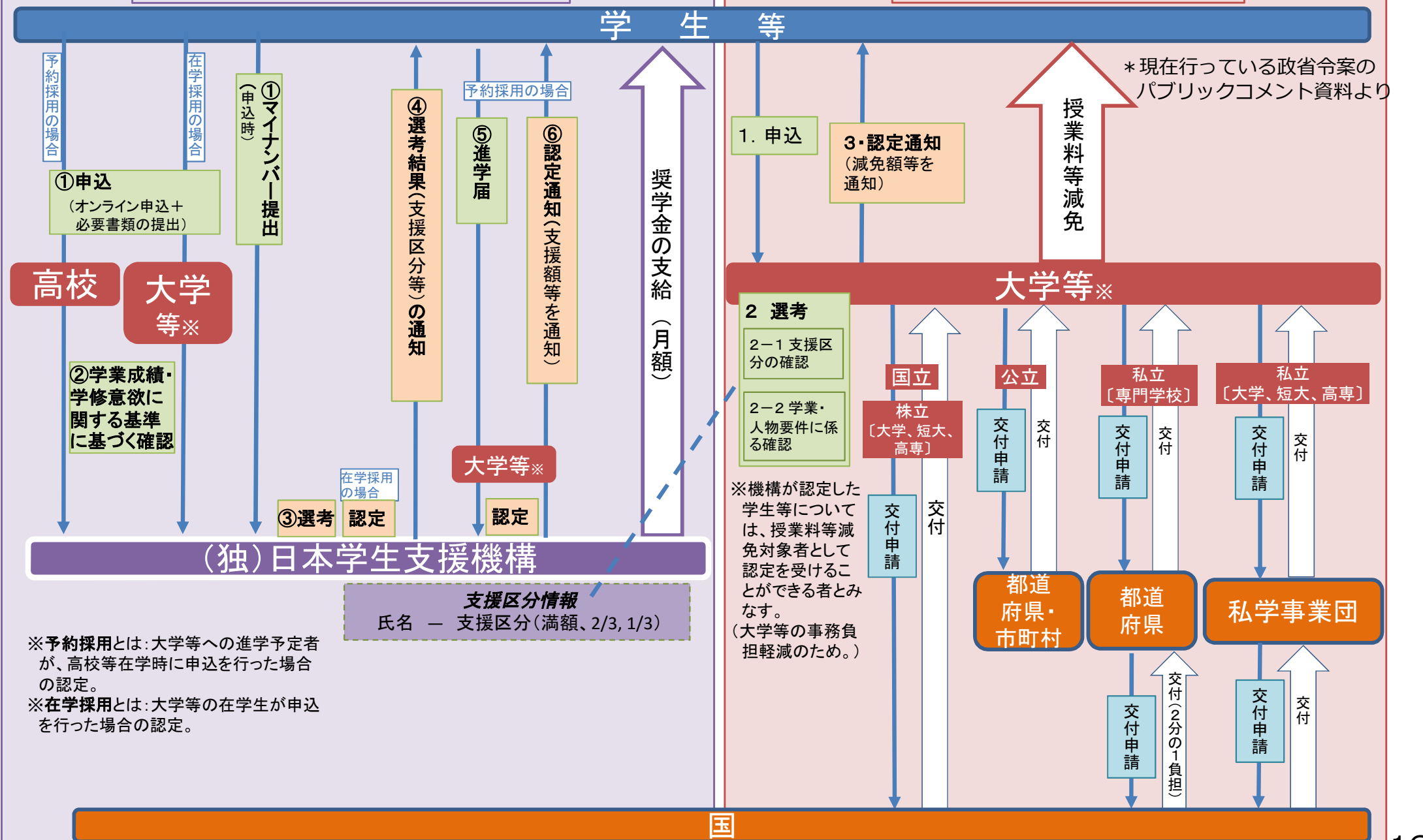
- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

給付型奨学金(学資支給金)

授業料・入学金の減免



* 現在行っている政省令案の
パブリックコメント資料より

支援区分情報
氏名 — 支援区分(満額、2/3、1/3)

※予約採用とは: 大学等への進学予定者が、高校等在学時に申込を行った場合の認定。
※在学採用とは: 大学等の在学生在が申込を行った場合の認定。

※機構が認定した学生等については、授業料等減免対象者として認定を受けることができる者とみなす。
(大学等の事務負担軽減のため。)

※ 「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の確認要件(機関要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である
※ 減免費用の交付に関することは、追って、省令で規定する予定

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

<1. 給付型奨学金と同様の支援制度について>

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 教育訓練支援給付 (雇用保険法)
- 訓練延長給付 (雇用保険法)
- 技能習得手当及び寄宿手当 (雇用保険法)
- 職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)
- 高等職業訓練促進給付金 (母子父子寡婦福祉法)

<2. 併給調整の対象者の給付奨学金の額について>

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする(給付型奨学金を支給しない)。

○ 法第7条第2項第1号の「大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど、実践的教育が行われる授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 法第7条第2項第2号の「大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

・ 次のいずれにも該当する大学等でないこと（国（国立大学法人及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）が設置者である大学等を除く。）

① 直前の3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナス

② 直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナス

③ 直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満

※ これらの基準の専門学校への適用に際し、③の収容定員充足率については「8割未満」の基準を引き下げる経過措置を設ける。（一定期間の経過措置であり、2019年度は「6割未満」とする。）

参 考 資 料

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要(高校の関係)
- 大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令案の概要(高校の関係)

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要①(高校の関係)

【授業料等減免の額(法第8条第2項関係)】

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等（以下「授業料等減免対象者」という。）の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額を上限として、当該授業料等減免対象者に係る授業料及び入学金の額とする。

上限とする額は、授業料等減免対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額+税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、

A 100円未満の場合は、表1及び表2の額

B 100円以上25,600円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の2の額

C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表1及び表2の額の3分の1の額

（B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。）とする。

(※算定について)

- ・授業料等減免が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額+税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

(表1)

<授業料（年額）>

		昼間	夜間
大学	国公立	535,800円	267,900円
	私立	700,000円	360,000円
短期大学	国公立	390,000円	195,000円
	私立	620,000円	360,000円
高等専門学校	国公立	234,600円	—
	私立	700,000円	—
専修学校	国公立	166,800円	83,400円
	私立	590,000円	390,000円
		※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は130,000円	

(※)この表において以下の通りとする。

- ・大学には、大学院、別科及び専攻科を含まない。(以下同じ。)
- ・短期大学には、別科及び専攻科(大学の学部にあつては文部科学省令で定める短期大学の専攻科を除く。)を含まない。(以下同じ。)
- ・高等専門学校は、第4学年及び第5学年に限る。(ただし、大学の学部にあつては文部科学省令で定める専攻科を含む。)(以下同じ。)
- ・専修学校は、専門課程に限る。(以下同じ。)

独立行政法人、地方独立行政法人が設置する専修学校は、「私立」に含まず、「国公立」に含むものとする。(以下同じ。)

- ・夜間とは、夜間において授業を行うものをいう。(ただし、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものは夜間から除き、昼間に含む。)(以下同じ。)

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要②(高校の関係)

(表2)
＜入学金＞

		昼間	夜間
大学	国公立	282,000円	141,000円
	私立	260,000円	140,000円
短期大学	国公立	169,200円	84,600円
	私立	250,000円	170,000円
高等専門学校	国公立	84,600円	—
	私立	130,000円	—
専修学校	国公立	70,000円	35,000円
	私立	160,000円	140,000円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は30,000円			

*現在行っている政省令案の
パブリックコメント資料より

【授業料の減免を行う期間等(法第8条第3項関係)】

確認大学等の設置者は、以下①又は②に該当する授業料等減免対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、授業料の減免を行うものとする。

① 過去に法による授業料の減免を受けたことがない者

授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(※)

② 過去に法による授業料の減免を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者

授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(※)

ただし、その月数と過去に法による授業料の減免を受けた期間の月数とを合算した月数が72ヵ月を超える場合には、72ヵ月から当該過去に授業料の減免を受けた期間の月数を控除した月数

(※) 大学の学部に至るものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が24ヵ月を超える場合には、24ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

専修学校については、授業料等減免対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が48ヵ月を超える場合には、48ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

また、確認大学等の設置者は、過去に法による入学金の減免を受けたことがない授業料等減免対象者に対して、入学金の減免を行うものとする。

【私立の専修学校に係る減免費用の国の負担(法第11条関係)】

私立の専修学校に対し都道府県が支弁する減免費用についての国の2分の1の負担は毎年度行うものとする。

【設置者自らが費用負担して減免を実施すべき場合(法第16条ただし書関係)】

大学等の設置者が確認又は減免費用の支弁に関する不正を行ったことにより授業料等減免に係る確認を取り消された場合に準ずる場合は、①又は②の期間に確認を辞退した場合(当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。)とする。

① 法第15条第1項の規定による取消しの処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間

② 法第13条第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要③(高校の関係)

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

独立行政法人日本学生支援機構法施行令について、下記の内容を定めるための改正を行うこととする。

【学資支給金の額(改正後の独立行政法人日本学生支援機構法(以下「改正機構法」という。)第17条の2第2項関係)】

学資支給金の額は、学資支給金の支給の対象となる学生等(以下「支給対象者」という。)の在学する学校の種類、設置者等の別に応じ、以下の額とする。

支給対象者本人及びその生計維持者について基準式(市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額))に基づき算定された額(零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。)を合算した額が、

- A 100円未満の場合は、表3の額
- B 100円以上25,600円未満の場合は、表3の額の3分の2の額
- C 25,600円以上51,300円未満の場合は、表3の額の3分の1の額

(B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。)とする。

(※算定について)

- ・学資支給金の支給が行われる月の属する年度(その月が4月から9月までであるときは、その前年度)分のもので算定
- ・政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の(調整控除の額+税額調整額)に4分の3を乗じた額とする。
- ・地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

(表3)

		(月額)	
		自宅通学	自宅外通学
大学	国公立	29,200円	66,700円
	私立	38,300円	75,800円
短期大学	私立	38,300円	75,800円
専修学校	国公立	17,500円	34,200円
	私立	26,700円	43,300円
高等専門学校	国公立	17,500円	34,200円
	私立	26,700円	43,300円
※大学、短期大学及び専修学校の通信課程は年額51,000円			

ただし、通信課程以外の場合は、以下の①又は②の場合であって、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる支給対象者に対する学資支給金の額は、以下の額とする。(上記B、Cの場合に該当するときは、以下の額の3分の2又は3分の1の額(100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。)とする。)

① 支給対象者の生計維持者が生活保護を受けている場合

② 支給対象者が満18歳となる日の前日において里親に委託されていた又は児童養護施設に入所していたなどの場合

- | | | | | | |
|-----------|---------|-------------|---------|------------|---------|
| ・国公立の大学 | 33,300円 | ・私立の大学 | 42,500円 | ・国公立の短期大学 | 33,300円 |
| ・私立の短期大学 | 42,500円 | ・国公立の高等専門学校 | 25,800円 | ・私立の高等専門学校 | 35,000円 |
| ・国公立の専修学校 | 33,300円 | ・私立の専修学校 | 42,500円 | | |

支給対象者が、他の法令に基づく大学等の学資に係る給付等であって学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令に定めるものを受けた場合は、当該支給対象者に係る学資支給金の額は、上記に関わらず、文部科学省令で定める算式により算定された額とする。

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく政令案の概要④(高校の関係)

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

【学資支給金の支給の期間(改正機構法第17条の2第3項関係)】

機構は、以下①又は②に該当する支給対象者に対して、それぞれ①又は②の月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

① 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者

支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数 (※)

② 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち編入学した者その他の文部科学省令で定める者

支給対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数 (※)

ただし、その月数と過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数とを合算した月数が72ヵ月を超える場合には、72ヵ月から当該過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数を控除した月数

(※) 大学の学部にあらずるものとして文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が24ヵ月を超える場合には、24ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数
専修学校については、支給対象者が正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が48ヵ月を超える場合には、48ヵ月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数

【支給対象者に第一種学資貸与金(無利子奨学金)が貸与される場合の貸与額(改正機構法第14条第4項関係)】

支給対象者に第一種学資貸与金が貸与される場合の貸与額は、第一種学資貸与金の貸与可能上限額から、授業料の減免についての表1の額 (※1) 及び当該支給対象者が受けることができる学資支給金の額 (※2) との合計額を控除した額を上限とする。

(年額、月額を揃えて算定)

(※1) 当該支給対象者について、授業料減免の額の基準式に基づく算定により3分の2又は3分の1の適用を受ける場合には、それぞれ表1の額の3分の2又は3分の1の額 (その額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。)

(※2) 学資支給金の額で他の法令に基づく給付との調整が行われる場合には、その調整を行わなかった場合の学資支給金の額

○その他の関係政令の一部改正等について

【学資支給基金の残余の額の国庫納付に係る規定(法附則第6条第4項関係)等】

法による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法に基づき行われた給付型奨学金 (以下「旧学資支給金」という。) に関して、旧学資支給金に充てるために独立行政法人日本学生支援機構に設けられた「学資支給基金」について、旧学資支給金の支給終了後に基金の残余の額を国庫納付するための手続について定めるなど、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

【関係政令の整備】

地方税法施行令等の関係政令について、法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

○施行期日

施行期日は、法の施行の日とする。

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令案の概要①(高校の関係)

【支援措置の対象となる学生等の認定要件（別紙1参照）】

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 法第八条第一項及び機構法第十七条の二第一項の「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」の認定基準として、以下の事項を定める。
 - ・ 学生等及びその生計維持者の収入・資産額に関すること
 - ・ 学生等の学業成績・学修意欲に関すること
 - ・ 学生等の国籍及び在留資格に関すること
 - ・ 高等学校卒業後又は高等学校卒業程度認定試験受験資格取得後から大学等への進学までの期間等に関すること

【支援措置の対象となる学生等の認定に関する手続(別紙3参照)】

- 支援措置を受けようとする者は、学資支給（給付型奨学金の支給）については独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に、授業料等減免については機関要件の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に対し、それぞれ申込を行うことについて定める。
- 学生等からの申込を受けて、学資支給については機構が、授業料等減免については確認大学等が、支援対象者の認定要件に基づき選考を行うことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、支援対象者の認定要件に基づく選考の結果を学生等に通知することについて定める。
- 学資支給の対象者として機構の認定を受けた学生等については、授業料等減免の対象者として認定を受けることができる者とみなすことを定める。

【支援措置の実施に関する手続等（別紙6参照）】

- 支援対象者は、各学年において継続して支援措置を受けようとするときは、学資支給については毎年一回、授業料減免については毎年二回、それぞれ申込を行うことについて定めるとともに、申込を行わない場合は支援措置を打ち切る（支援対象者の認定を取り消す）ことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、毎年一回、支援措置の対象者が学業成績・学修意欲（以下「学業成績等」という。）に関する基準及び収入・資産額に関する基準に適合するかどうかの判定（以下「適格認定」という。）を行う（高等専門学校及び修業年限が二年以下の確認大学等は、学業成績等に関する適格認定を毎年二回行う）ことについて定める。
- 収入・資産額に関する適格認定において、機構がその基準に適合することの判定を行った学生等については、確認大学等がその基準に適合することの判定を行った者とみなすことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、適格認定の判定の結果、支援措置を見直す必要があるときは、毎年四月又は十月に、支援措置の廃止、停止又は額の変更を行うことについて定める。
- 機構及び確認大学等は、適格認定の結果、支援対象者の学業成績・学修意欲がその基準に照らして警告区分に該当するときは、その支援対象者に学業成績等が不振である旨の警告を行うことについて定める。
- 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、確認大学等から退学・無期又は三か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合等における支援措置の打ち切りについて定める。

○大学等における修学の支援に関する法律に基づく省令案の概要②(高校の関係)

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 確認大学等から休学を認められた場合、三か月未満の停学の懲戒処分を受けた場合等においては支援措置を停止することとし、復学時に支援対象者の認定要件を満たす場合、学生等からの申込に基づき、支援措置を再開することについて定める。
- 機構及び確認大学等は、支援措置の打ち切り又は額の変更を行うときは、あらかじめ、その支援対象者に通知することについて定める。
- 確認大学等は、学業成績・学修意欲に関する適格認定の判定の結果を機構に通知するとともに、支援対象者に対する懲戒処分、休学の認定等について機構に通知することについて定める。
- 確認大学等の設置者は、授業料等減免の対象者の認定を取り消したときは、遅滞なく、取消しの年月日、人数、減免の額等を機関要件の確認をした文部科学大臣等に届け出なければならないことについて定める。
- 機構法第十三条第一項第一号の業務の実施に当たり、その対象となる学生等及びその生計を維持する者のマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提出を求めることについて定める。

【他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の併給調整（別紙7参照）】

- 他法令に基づく同様の支援を受ける場合の学資支給の額について定める。

【新制度実施後の現行給付型奨学金の受給者の特例】

- 現行給付型奨学金（旧制度の給付型奨学金）の受給者が、法の施行後も継続して旧制度の給付型奨学金を受給するときは、その者は、法に基づく新制度の給付型奨学金を併給できないことについて定める。

【施行日】

- 法の施行の日（ただし、制度の実施に必要な事項については、公布日施行）

※ なお、以下の事項については、引き続き文部科学省において検討し、追って省令で規定することを予定。

- ・ 減免費用の交付に関する事
- ・ 不正対応に関する事
- ・ 家計急変時の支援対象者の認定に関する事
- ・ 支援対象者の学業成績が下位四分の一に属するときに警告を連続で受ける場合（別紙6参照）における「斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例」に関する事
- ・ その他制度の適正な実施に必要な事項に関する事